

令和3年4月1日から

3歳までの障がいのある子どもたちの 児童発達支援等の保護者負担を無償化します

就学前の障がい児を支援するため、下記のサービスについては、
利用する児童の保護者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ **福祉型障害児入所施設**
- ・ **医療型障害児入所施設**
(指定発達支援医療機関含む)

対象となる子ども

利用者負担の補助の対象となる期間は、
「**3歳になった年度の3月31日まで**」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	誕生日が 令和3年4月1日～平成30年3月31日までの障害のある子ども
令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	誕生日が 令和4年4月1日～平成31年3月31日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合でも、上記サービ
ス分の保護者負担は補助の対象となります。

**無償化にあたり、大分県障がい児入所支援早期利用促進事業費給付金
支給申請書を県こども・家庭支援課あて提出してください。**

問い合わせ先：大分県福祉保健部こども政策局
こども・家庭支援課障害児支援班

TEL:097-506-2729